

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式

【表紙】

【提出書類】	変更報告書 .3
【根拠条文】	法第27条の26第2項
【提出先】	関東財務(支)局長
【氏名又は名称】	ソニー生命保険株式会社 代表取締役社長 於久田 太郎
【住所又は本店所在地】	東京都港区南青山1丁目1番1号
【報告義務発生日】	平成 18 年 1 月 31 日
【提出日】	平成 18 年 2 月 6 日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1名
【提出形態】	その他

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式

第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	科研製薬株式会社
会社コード	4521
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都文京区本駒込2-28-8

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）/ 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ソニー生命保険株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区南青山1丁目1番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和54年8月10日
代表者氏名	於久田 太郎
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	生命保険業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区南青山1丁目1番1号 ソニー生命保険株式会社 運用管理部 統括部長 荒木 哲郎
電話番号	03-3475-8869

(2)【保有目的】

純投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券（株）	5,743,000		

新株引受権証書（株）	A		-	G
新株予約権証券（株）	B		-	H
新株予約権付社債券（株）	C		-	I
対象有価証券カバードワラント	D			J
株券預託証券				
株券関連預託証券	E			K
対象有価証券償還社債	F			L
合計（株）	M	5,743,000	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P			0
保有株券等の数（総数） （M+N+O-P）	Q			5,743,000
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L）	R			0

【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成18年 1月31日現在）	S	112,122,323
上記提出者の 株券等保有割合（％） （Q/(R+S) × 100）		5.12
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		6.50

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

なし

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項のうち「第2 提出者に関する事項」には、提出者の株券等の保有状況について記載し、「第3 共同保有者に関する事項」には、共同保有者がいる場合にのみ、各共同保有者の株券等の保有状況について別々に記載し、「第4 提出者及び共同保有者に関する総括表」には、共同保有者がいる場合にのみ、提出者及び共同保有者の株券等の保有状況を一括して記載すること。共同保有者がいない場合には、この様式のうち「第3 共同保有者に関する事項」及び「第4 提出者及び共同保有者に関する総括表」に係る部分は提出することを要しない。
- b 大量保有報告書又は変更報告書（以下この様式において「報告書」という。）の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書の一つにまとめて提出する場合には、当該提出者及び当該共同保有者のそれぞれの株券等の保有状況について、別々に「第2 提出者に関する事項」に記載するとともに、これらの者の株券等の保有状況を一括して「第4 提出者及び共同保有者に関する総括表」に記載すること。この場合には、この様式のうち「第3 共同保有者に関する事項」に係る部分は「該当事項なし」として記載すること。
- c 会社の株券等が新たに証券取引所に上場され、又は店頭売買有価証券として証券業協会に登録されたことにより、株券等保有割合が100分の5を超えることとなった者は、当該上場又は登録の日以後の最初の基準日の属する月の翌月15日までに、この報告書を提出すること。

- d 変更報告書は、株券等保有割合に100分の1以上の増加又は減少があった場合のほか、提出者の氏名若しくは名称又は住所若しくは本店所在地の変更、保有目的の変更、保有株券等の内訳の変更（軽微なものを除く。）、株券等に関する担保契約等重要な契約の変更、共同所有者の変更、共同所有者の氏名若しくは名称又は住所若しくは本店所在地の変更、共同所有者の保有株券等の内訳の変更（軽微なものを除く。）その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があった場合に提出すること。ただし、保有目的が当該株券等の発行会社の事業活動を支配することに変更した場合及び株券等保有割合が100分の10を超えた場合には、第一号様式により変更報告書を提出すること。
- e 変更報告書の提出に当たっては、大量保有報告書の記載事項のすべてについて、基準日又は基準日以外の月末の日の現況に基づいて記載すること。ただし、「第2 提出者に関する事項」の「(1) 提出者の概要」欄又は「第3 共同所有者に関する事項」の「(1) 共同所有者の概要」欄に記載した事項のみが変更した場合には、当該変更のあった欄並びに「第1 発行会社に関する事項」及び「第2 提出者に関する事項」の「(1) 提出者の概要」欄以外の欄には記載することを要しない。
- f 報告書に係る訂正報告書については、発行会社の名称及び会社コード、提出者の氏名又は名称及び住所又は本店所在地並びに訂正される報告書の報告義務発生日を記載し、訂正事項については、その訂正前・訂正後が分かるように記載すること。
- (2) 個別事項
第一号様式に準じて記載すること。